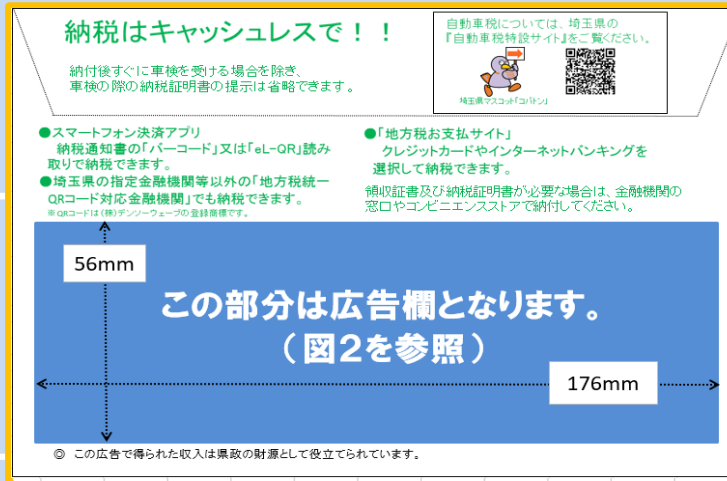


自動車税(種別割)納税通知書封筒(令和7年5月発送予定)の 広告主を募集しています ~埼玉県からのお知らせ~

広告の規格

- ★掲載位置 令和7年度自動車税(種別割)納税通知書用封筒裏面
 - ★サイズ 縦5.6cm × 横17.6cm ※1
 - ★色 緑1色(予定)
 - ★予定数量 **約200万通** ※2
- ※1 広告部分のサイズに変更がある場合があります。
 ※2 予定数量は見込みですので、実数と異なる場合があります。

封筒イメージ(令和6年度の例)



令和6年度発送実績(内訳)

- 県内個人: 約174万通
- 県内法人: 約19万通
- 県外個人: 約4万通
- 県外法人: 約3万通

募集広告枠

1枠

※複数企業団体等からお申し込みいただいたときは、次の基準により広告主を決定します。
 (1) 広告内容が自動車税(種別割)納税通知書用封筒に掲載される広告として適当であるもの

自動車税(種別割)納税通知書とは?

◎自動車税(種別割)の課税の通知と納付用紙を兼ねたものです。

◎毎年5月に県内ナンバー(大宮・熊谷・所沢・春日部・川越・川口・越谷・埼)の自動車(軽自動車を除く。)の所有者に送付します。

申し込み方法

- ★広告掲載申込書を**令和6年12月27日(金)まで**に郵送・メール・FAXいずれかの方法で埼玉県税務課に提出してください。
- ★広告価格は**250万円(税抜き)以上**です。

広告主の決定

- ★広告主の決定は、**令和7年1月上旬**を予定しています。
- ★広告主決定後、県が別に定める日までに広告原稿(フィルム又は電子データ)の提出が必要です。



掲載できない広告

- ★法令等に違反しているもの
- ★公序良俗に反しているもの又は反するおそれのあるもの
- ★政治性又は宗教性のあるもの
- ★意見広告
- ★誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- ★個人の氏名広告
- ★県税を滞納している団体等のもの
- ★あたかも県が推奨しているような誤解を与えるおそれのあるもの
- ★その他、県の封筒に掲載される広告として適当でないと県が認めるもの

申し込みできない業者又は業種

- ★風俗営業及び類似の業種
- ★消費者金融に係るもの
- ★たばこ及び酒類に係るもの
- ★ギャンブルに係るもの
- ★県税を滞納しているもの
- ★その他、県が適当でないと認めるもの

<お問い合わせ先>

- 埼玉県税務課課税担当 石原・小松
- 住所 : 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
- 電話 : 048-830-2658
- FAX : 048-830-4737
- E-Mail : a2640-09@pref.saitama.lg.jp